

〔様式・証明書等関係〕

災害概況・被害状況即報、災害確定報告様式

第4号様式(その1)

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時		月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県	大阪府		区	分	被害	
災害名	災害名		田	流出・埋没	ha	
報告年月日	第 報 ( 月 日 時現在)			冠 水	ha	
報告者名			畑	流出・埋没	ha	
区	分	被害		冠 水	ha	
人的被害	死者	人	その他	文教施設	箇所	
	行方不明者	人		病院	箇所	
	負傷者	重傷		人	道路	箇所
		軽傷		人	橋	箇所
	住家被害	全壊		棟	河川	箇所
				世帯	港湾	箇所
		半壊		棟	砂防	箇所
				世帯	清掃施設	箇所
	一部破損	棟		人	崖崩れ	箇所
				世帯	鉄道不通	箇所
床上浸水		棟	被害船舶	隻		
		世帯	水道	戸		
害	床上浸水	棟	電話	回線		
		世帯	電気	戸		
	床下浸水	棟	ガス	戸		
		世帯	ブロック塀等	箇所		
非住家	公共建物	棟	公園	箇所		
	その他	棟	り 災 世 帯 数	世帯		
			り 災 者 数	人		
			火 建 物 件			
			火 危 険 物 件			
			火 所 の 他 件			

区	分	被害	災等 害の 対設 策置 本状 部況	都道 府県
公立文教施設	千円			
農林水産業施設	千円			
公共土木施設	千円			
その他の公共施設	人			
小計	千円			
公共施設被害市町村数	団体		災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名	計 団体
その他	農業被害	千円		
	林産被害	千円		
	畜産被害	千円		
	水産被害	千円		
	商工被害	千円		
その他	千円		消防職員出動延人数	人
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人
備考	災害発生場所			
	災害発生年月日			
	災害の種類概況			
	応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況			

被害額は省略することができるものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県	大阪府			区	分	被	害	
災害名 ・ 確定年月日	月 日 時 確定			田	流出・埋没	ha		
報告者名					畑	冠 水	ha	
						流出・埋没	ha	
区	分	被	害		そ	冠 水	ha	
文教施設	箇所			病院		箇所		
人的被害	死者	人		の	道 路	箇所		
	行方不明者	人			橋 梁	箇所		
負傷者	重 傷	人		他	河 川	箇所		
	軽 傷	人			港 湾	箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟		の	砂 防	箇所		
		世帯			清 掃 施 設	箇所		
半 壊	棟		の	崖 ぐ ず れ	箇所			
	世帯			鉄 道 不 通	箇所			
一 部 破 損	棟		の	被 害 船 舶	隻			
	世帯			水 道	戸			
床 上 浸 水	棟		の	電 話	回線			
	世帯			電 気	戸			
床 下 浸 水	棟		の	ガ ス	戸			
	世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
非 住 家	公 共 建 物	棟		の	り 災 世 帯 数	世帯		
		そ の 他	棟			り 災 者 数	人	
				火 災 発 生	建 物 件			
					危 険 物 件			
					そ の 他 件			

区	分	被	害	都道府県本部 対策本部 災害	名 称	
公立文教施設	千円				設 置	月 日 時
農林水産業施設	千円				解 散	月 日 時
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	人			設置市町村名 災害対策本部		
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体			適用市町村名 災害救助法	計 団 体	
農 産 被 害	千円					
林 産 被 害	千円					
畜 産 被 害	千円					
水 産 被 害	千円					
商 工 被 害	千円					
そ の 他	千円			計 団 体		
被 害 総 額	千円			消防職員出動延人数	人	
				消防団員出動延人数	人	
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）					

被害状況調査報告基準

被害項目		報告基準
人的被害	死亡	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの
	負傷者 〔重軽傷傷者〕	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	世帯 (全焼) (流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス2～3枚割れた程度のもは除く。
	床上浸水	その住家の床上以上の浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
非住家の被害		非住家（住家以外の建物）のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
田畑の被害	流埋失没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道路	「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
橋梁	「橋梁」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流出し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	

その他被害	河川	「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのもとの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	港湾	「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	船舶	「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
罹災者	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	罹災世帯	「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
被害金額	罹災者	「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
被害金額	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）により国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
被害金額	その他の施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

- (注) (1) 住宅被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区分された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

# 災害による罹災証明書

## 罹 災 証 明 書

和泉資産税証第 号

罹 災 年 月 日	平成 年 月 日
罹災物件所在地	和 泉 市
罹災物件所有者 住 所 氏 名	
罹災物件使用者 住 所 氏 名	
罹 災 状 況	
罹 災 原 因	

上記の通り相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

和泉市長



## 和泉市災害時重度障害者等の安否確認情報の登録申込書

第1号様式

平成 年 月 日

### 和泉市災害時重度障害者及び要援護高齢者等の安否確認情報の登録申込書

重度障害者・要援護高齢者等として大規模な災害時に安否確認などの支援を希望するので、登録を申し込みます。

住所 電話・FAX番号	和泉市 _____ 電話番号 _____ FAX番号 _____		
ふりがな			性別
本人氏名			男・女
生年月日 年齢	明・大・昭・平 年 月 日生 ( 歳)		
申し込み理由	災害時等に支援が必要な理由を記入してください。救援活動を円滑に進めるための参考にしますので、具体的な記入をお願いします。 (例 寝たきり、足が不自由なため外出できない、など)		
緊急時の連絡先 必ず相手方の同意を得てください。	ふりがな	本人との 続柄	
	氏名		
	住所		
電話番号			
手続き代行者 本人以外の方が手続きした場合に記入してください。	ふりがな	本人との 続柄	
	氏名		
	住所		
	電話番号		

#### 同意書並びに承諾書

登録した情報を災害に備えて、災害対策本部、消防本部、民生児童委員及び校区社会福祉協議会会長に事前に提供することに同意します。

また、登録内容について住民基本台帳（外国人の方の場合は、外国人登録）と照合することについても承諾します。

氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 自衛隊災害派遣要請（撤収要請）依頼書

文書番号  
年 月 日

大阪府知事 様

市町村長等

### 自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

#### 記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

文書番号  
年 月 日

大阪府知事 様

市町村長等

### 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。

#### 記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考となるべき事項